

公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 6 年 7 月 4 日

札幌開発建設部滝川河川事務所

滝川河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行しています。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

※本公募は、採取者で積込・運搬を実施して頂く形になります。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、本募集要項を確認し、「別添様式－1 応募様式」に必要事項を記入し、7月19日(必着)迄に郵送、FAX又はEメール(PDF形式)にて以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵 送 : 〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 8 9 番地

札幌開発建設部 滝川河川事務所 公募型樹木採取担当 宛

F A X : 0125-76-2181

E メール : hkd-sp-takikawakoubo@gxb.mlit.go.jp

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木採取の概要

- イ) 採取期間：令和6年9月1日～令和7年3月1日
- ロ) 採取予定場所：大鳳川左岸妹背牛町字大鳳(別紙1、別紙2参照)
- ハ) 採取可能量：約5,000 空³m(最大量)
- ニ) 主な樹種：ヤナギ類が主体
- ホ) 採取方法：採取者に積込・運搬を実施していただきます。

原則、集積された枝葉、根は幹と一緒に持ち帰っていただきます。

※ 採取数量等は協議によって変更する場合があります。

4. 樹木採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合や確実性などを総合的に判断し、参加される方を選定いたします。また、選定された方には、別途必要書類に必要事項を記載していただきます。選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木採取方法)などを確認するため、直接お電話により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 本試行で選定された場合は、採取に先立ち採取方法や作業工程等について滝川河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、滝川河川事務所の担当者より連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ニ) 本試行中に、自損事故・破損又は第三者に損害を与えた場合は採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状復旧していただきます。加えて、事故等が発生した場合は状況に応じて警察や消防署へ通報するとともに、滝川河川事務所にも速やかに連絡をお願いします。
- ホ) 都合により、採取の期間や時間を制限させていただく場合があります。
- ヘ) 冬期間の除雪については、採取者で行っていただきます。
- ト) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

札幌開発建設部 滝川河川事務所 公募型樹木採取担当

電話：0125-76-2211

F A X：0125-76-2181

Eメール：hkd-sp-takikawakoubo@gxb.mlit.go.jp